

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月27日
【計算期間】	第9特定期間（自 平成22年2月2日 至 平成22年7月30日）
【ファンド名】	シュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンド
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1320
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダーBRICS株式ファンド」（以下、「ベビーファンド」ということがあります。）は、主としてシュローダーBRICS株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）^{（注1）} 受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

ファンドは、ベンチマーク^{（注2）}を設けておりませんが、MSCI BRIC指数(米ドルベース)^{（注3）}を委託会社が独自に円換算し、参考指数としております。

（注1）主としてBRICSの株式等に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後記「(2)ファンドの仕組み ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、直接有価証券等への投資を行うファンドです。

（注2）ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指数のことです。

（注3）MSCI BRIC指数に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

1,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／海外／株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファン ド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州 アジア		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年4回

目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成18年1月31日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

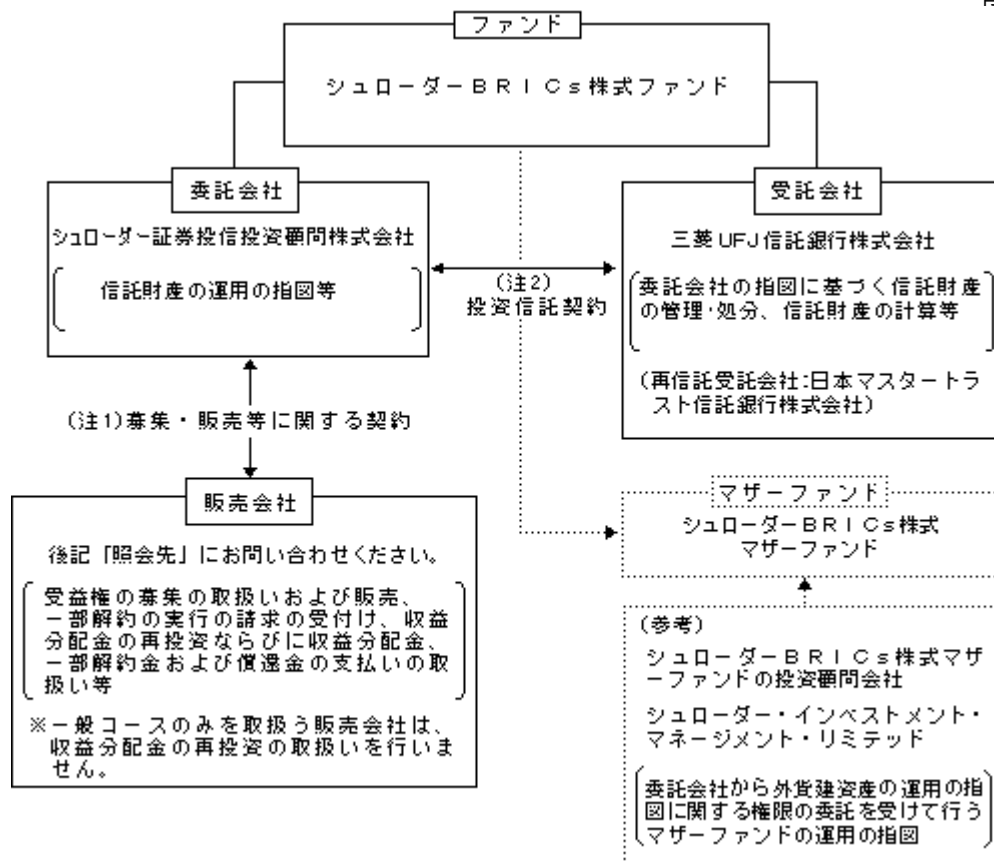
ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンド）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	後記「照会先」にお問い合わせください。	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。 一般コースのみを取扱う販売会社は、収益分配金の取扱いを行いません。
(参考) マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けてマザーファンドの運用の指図を行います。



（注1）募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

（注2）投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダーB I C s 株式ファンド 投資信託契約書」が締結されます。信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成22年8月末現在）
2. 沿革

昭和60年12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況（平成22年8月末現在）

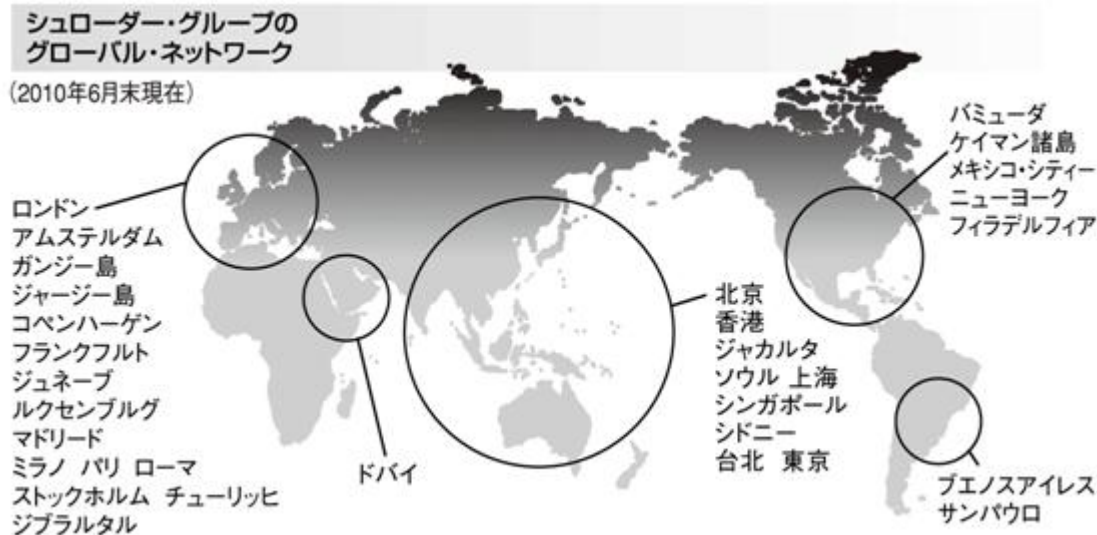
株主名	住所	所有株数	所有比率
シュロダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（注）	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキー ラーン	9,800株	100%

（注1）シュロダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュロダー・ピーエルシー傘下のシュロダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約21.7兆円（2010年6月末現在、1英ポンド=132.39円で換算）にのびります。

日本では、1985年に（株）シュロダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュロダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュロダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュロダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュロダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 投資態度 >

主として、B R I C s 株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

投資にあたっては、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を実質的な主要投資対象とします。¹

実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。²

株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1 株式等に直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当でないと判断した際は、米国などの主要市場に上場されているD R (預託証券)やカントリー・ファンド等に投資を行う場合や、当該国(又は銘柄)に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等に投資を行うことがあります。また、B R I C s 以外の国で登記が行われているものの事業基盤や収益の源泉をB R I C s に有していると運用担当者が判断する企業の株式等に投資を行うことがあります。

2 為替変動リスクについては、後記「3投資リスク (2)為替変動リスク」をご覧ください。

< ファンドの特色 >

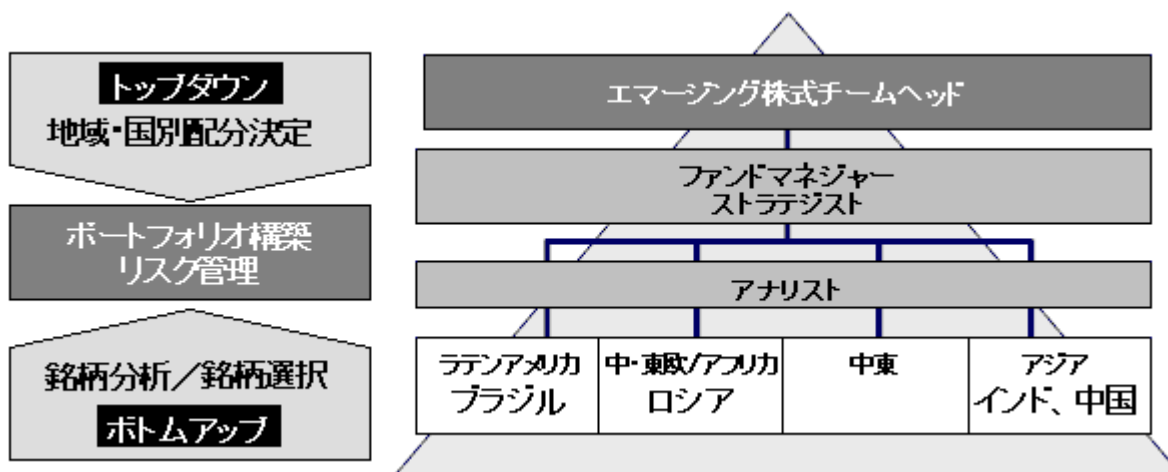
広大な国土、豊富な資源や人口を有し、長期的な経済成長が期待される、B R I C s（ブラジル、ロシア、インドおよび中国）の株式を実質的な主要投資対象とします。

B R I C sとは、ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字を並べたもので、近年世界経済の中で存在感を増している4カ国のことを指しています。(以下同じ。)

トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から規律あるリスク管理のもと投資を行います。

□運用体制は、グローバルにポートフォリオをモニターするファンドマネジャーと各地域を担当するファンドマネジャーから構成されており、アナリストを含めたメンバー全員が参加する構成をとっています。

□運用チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。



2010年8月末現在

上記は、マザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

上記の運用体制は、今後、変更となる場合があります。

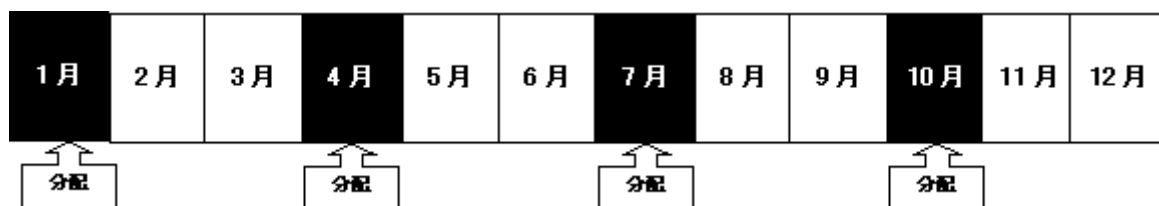
運用はファミリーファンド方式で行います。エマージング地域の運用に精通した、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが、マザーファンド（「シュローダー B R I C s 株式マザーファンド」以下同じ。）の運用を行います。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

年4回の決算時（原則1月、4月、7月および10月の各30日）に、売買益を中心に収益の分配を行います。

年4回の決算時（原則1月、4月、7月および10月の各30日、休業日の場合は翌営業日。）に、売買益を中心に、

基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ、分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わない場合があります。



< 参考：マザーファンドの投資態度>

ブラジル、ロシア、インドおよび中国を主とするエマージング株式市場の企業の株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

投資にあたっては、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を主要投資対象とします。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

株式等の組入比率については、原則としてフルインベストで積極的な運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図権限の委託先の所在地、委託の費用、委託の中止等

委託先の所在地	31 Gresham Street London, EC2V 7QA, UK
委託の費用	運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することはありません。委託者は、かかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受けるものとの間で別に定め、委託者が、これを支弁するものとします。ただし、かかる報酬の額は、当該信託財産中から委託者が受ける報酬の範囲内とします。
委託の中止等	運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュローダー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

同社は、シュローダー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条第1項）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5)投資制限、および に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産（信託約款第20条第2項）

この信託においては、上記 に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

有価証券の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第21条第1項）

委託者は、信託金を、主としてシュローダー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係わる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前21の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6の証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第21条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限<約款で定める投資制限>」をご参照ください。）

< 参考：マザーファンドの投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 > 、 、 および に定めるものに限りま。
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産

この信託において、上記 に掲げる資産のほか次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者（委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.の証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。（詳細は後記< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >をご参照ください。）

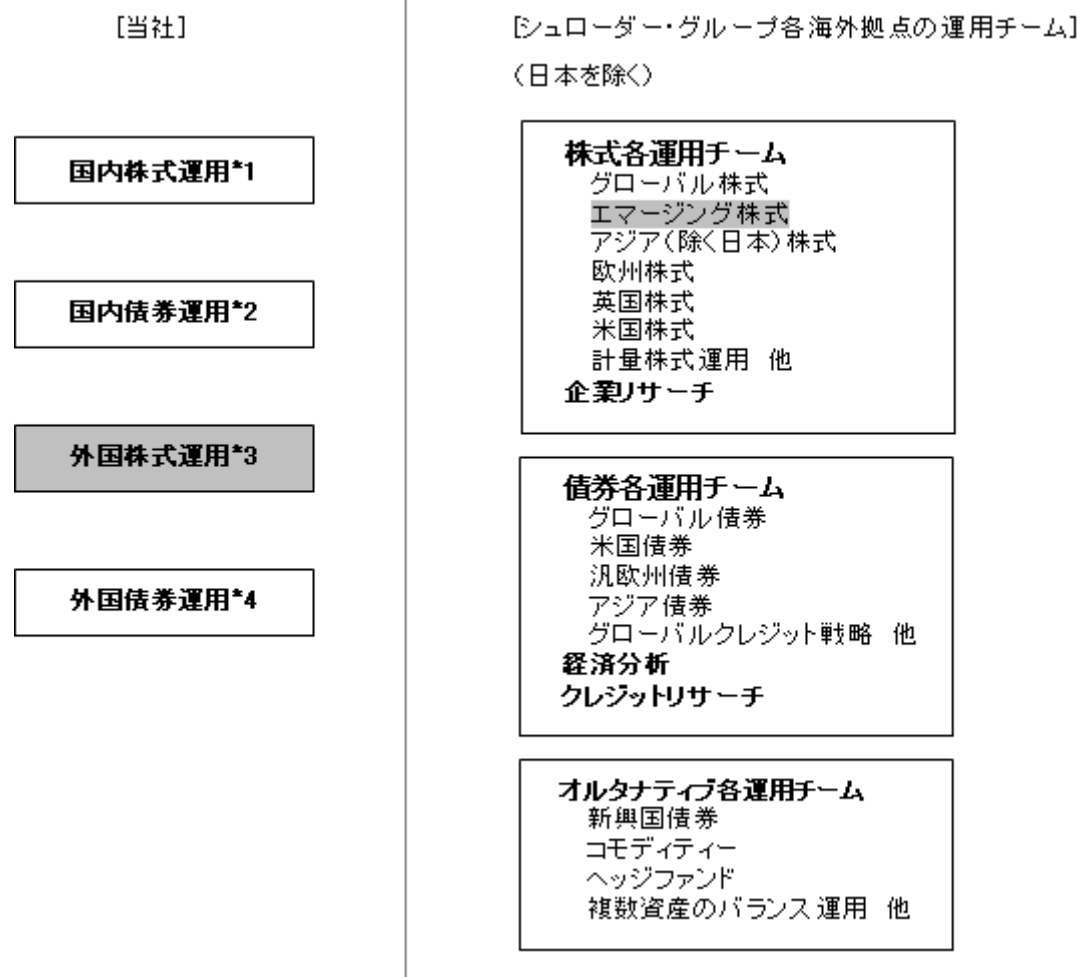
（３）【運用体制】

□ 運用体制

シュローダー証券投信投資顧問（外国株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダー B R I C s 株式マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー証券投信投資顧問が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

□ 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是

正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、上記の運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として1月、4月、7月、10月の各30日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入（注1）と売買益（評価損益を含みます。）（注2）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が上記の1.の範囲のうち原則として売買益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象収益が少額等の場合には、収益分配を行わない場合があります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注1）利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（注2）売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

< 約款で定める投資制限 >

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第24条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲（信託約款第26条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

- （イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- （ロ）株式分割により取得する株券
- （ハ）有償増資により取得する株券
- （二）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行

前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第29条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

4. 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 本条において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第29条の2）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第31条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - （イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - （ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやか

に、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第33条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入（信託約款第40条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
（イ）信託財産で保有する有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
（ロ）かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >

株式への投資

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下としま

す。

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

（イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

（ロ）株式分割により取得する株券

（ハ）有償増資により取得する株券

（二）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、わが国の金融商品証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の

範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- （イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2. 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。した

がって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

（１）組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（２）為替変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（３）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、ＢＲＩＣｓへの投資には以下のようなリスクがあります。

1. 経済状況の変化に伴うリスク

ＢＲＩＣｓにおいては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行うＢＲＩＣｓの株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

2. 流動性に関するリスク

ＢＲＩＣｓの証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

3. 政治的・社会的な変化に伴うリスク

ＢＲＩＣｓにおいては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不

可能となることも想定されます。

4. 制度、インフラストラクチャーに係るリスク

B R I C s においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

5. 企業会計や情報開示等に係るリスク

B R I C s においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

（４）その他のリスクおよび留意点

・ ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・ 収益分配金に関する留意点

収益分配金は、決算毎に委託会社が売買益を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合等には、分配を行わない場合があります。

・ 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・ 買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの買付け、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。

・ 買付・換金に関する制限

1. 信託期間中の英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、買付・換金の申込みを受付けません。
2. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午までとします。

・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

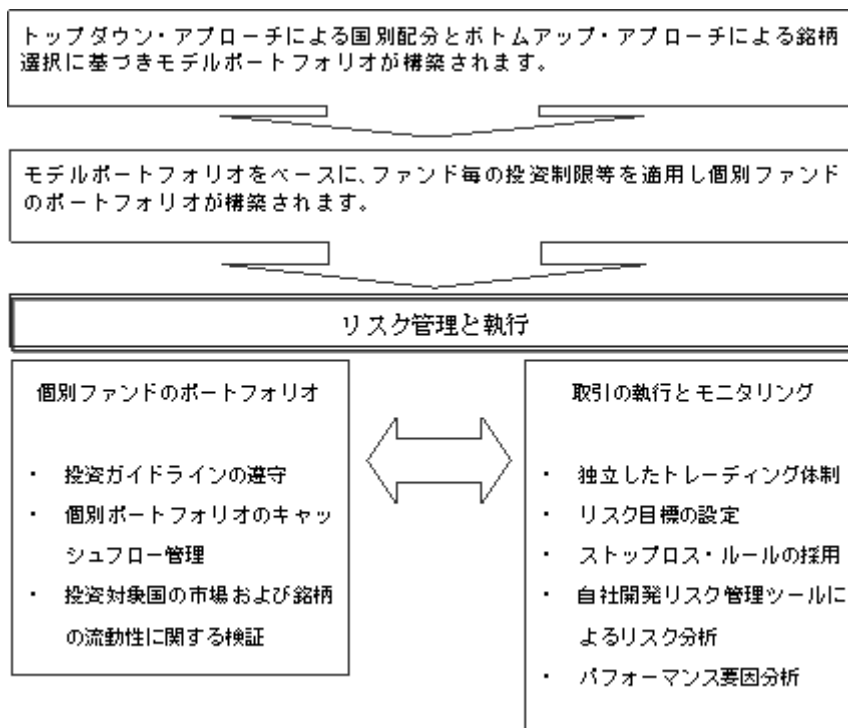
ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期（原則として信託期間は無期限）にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

（５）リスク管理

ファンドのリスク管理

アナリストおよびファンドマネジャーによるリサーチや投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。



内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス＆リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス＆リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプ

ライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、買付申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜3.500%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込代金は、買付価額に申込手数料（消費税等含む）を加算した金額です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の197.4（税抜188.0）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次の通りです。

(括弧内は税抜表示)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年0.945% (年0.900%)	年0.945% (年0.900%)	年0.084% (年0.080%)	年1.974% (年1.880%)

委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬に対して50%以内)が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等のうち、1.から3.の費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告

分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

・個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

・収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の税率は、平成22年8月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成22年8月末現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	44,892,082,133	100.19
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	82,941,807	0.19
合計（純資産総額）	-	44,809,140,326	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年8月末現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	シュローダーBRICs株 式マザーファンド	39,410,132,678	1.1982	47,221,220,975	1.1391	44,892,082,133	100.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.19
合計	100.19

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第1期	(平成18年 7月31日)	8,802,022,867	8,802,022,867	1.0091	1.0091
第2期	(平成18年10月30日)	9,027,171,167	9,631,132,566	1.0436	1.1136
第3期	(平成19年 1月30日)	14,708,734,186	16,288,473,174	1.1131	1.2331
第4期	(平成19年 5月 1日)	32,015,596,187	35,044,375,263	1.0564	1.1564
第5期	(平成19年 7月30日)	49,206,744,769	55,139,241,903	1.0783	1.2083
第6期	(平成19年10月30日)	89,318,328,120	98,213,541,456	1.3041	1.4341
第7期	(平成20年 1月30日)	100,494,468,751	100,494,468,751	1.0047	1.0047
第8期	(平成20年 4月30日)	101,804,397,811	102,788,017,372	1.0242	1.0342
第9期	(平成20年 7月30日)	85,621,447,168	86,560,400,667	0.9115	0.9215
第10期	(平成20年10月30日)	33,093,071,626	33,514,686,888	0.3925	0.3975
第11期	(平成21年 1月30日)	31,161,101,431	31,577,706,899	0.3740	0.3790
第12期	(平成21年 4月30日)	41,762,922,918	42,302,795,510	0.5023	0.5088
第13期	(平成21年 7月30日)	51,950,435,386	52,552,813,095	0.6013	0.6083

第14期	(平成21年10月30日)	56,725,647,147	57,407,685,789	0.6624	0.6704
第15期	(平成22年 2月 1日)	52,511,828,869	53,098,081,172	0.6270	0.6340
第16期	(平成22年 4月30日)	56,122,937,121	56,775,273,109	0.6883	0.6963
第17期	(平成22年 7月30日)	48,287,213,733	48,838,034,436	0.6136	0.6206
	平成21年 8月末日	51,686,926,980	-	0.5982	-
	平成21年 9月末日	54,383,773,480	-	0.6303	-
	平成21年10月末日	56,725,647,147	-	0.6624	-
	平成21年11月末日	54,989,022,890	-	0.6455	-
	平成21年12月末日	58,860,921,840	-	0.6977	-
	平成22年 1月末日	53,067,185,103	-	0.6336	-
	平成22年 2月末日	51,768,919,936	-	0.6200	-
	平成22年 3月末日	57,303,077,578	-	0.6937	-
	平成22年 4月末日	56,122,937,121	-	0.6883	-
	平成22年 5月末日	49,360,043,549	-	0.6087	-
	平成22年 6月末日	47,408,364,678	-	0.5933	-
	平成22年 7月末日	48,287,213,733	-	0.6136	-
	平成22年 8月末日	44,809,140,326	-	0.5816	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0700
第3期	0.1200
第4期	0.1000
第5期	0.1300
第6期	0.1300
第7期	0.0000
第8期	0.0100
第9期	0.0100
第10期	0.0050
第11期	0.0050
第12期	0.0065
第13期	0.0070
第14期	0.0080
第15期	0.0070
第16期	0.0080
第17期	0.0070

【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第1期	0.9
第2期	10.4
第3期	18.2
第4期	3.9
第5期	14.4
第6期	33.0
第7期	23.0
第8期	2.9
第9期	10.0
第10期	56.4
第11期	3.4
第12期	36.0
第13期	21.1
第14期	11.5
第15期	4.3
第16期	11.1
第17期	9.8

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダーB R I C S 株式マザーファンド

(1)投資状況

（平成22年8月末現在）

資産の種類	国又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	中国	16,391,196,685	36.51
	ブラジル	13,746,652,004	30.62
	インド	6,475,227,634	14.42
	ロシア	6,436,360,616	14.34
	香港	610,717,906	1.36
	小計	43,660,154,845	97.25
投資信託受益証券	ブラジル	445,256,193	0.99
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	787,296,360	1.75
合計（純資産総額）	-	44,892,707,398	100

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）外貨建資産の時価(円)については、平成22年8月末現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成22年8月末現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	33,223,000	71.85	2,387,095,806	70.43	2,340,148,384	5.21
2	ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	1,248,267	1,856.09	2,316,898,392	1,741.93	2,174,401,224	4.84
3	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	13,555,000	142.83	1,936,085,049	145	1,965,553,619	4.38
4	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	1,112,122	1,885.68	2,097,115,109	1,758.84	1,956,053,555	4.36
5	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信 サービス	2,151,500	854.52	1,838,500,776	877.2	1,887,315,163	4.20
6	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネルギー	668,900	2,658.56	1,778,315,064	2,448.01	1,637,475,226	3.65
7	ブラジル	株式	VALE SA-SP PREF ADR	素材	678,235	2,038.74	1,382,745,909	1,953.33	1,324,820,841	2.95
8	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	1,686,000	699.48	1,179,330,867	699.48	1,179,330,867	2.63
9	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	716,918	1,566.05	1,122,730,294	1,462.88	1,048,770,739	2.34
10	ロシア	株式	SBERBANK-GDR REG S	銀行	44,305	23,627.10	1,046,799,108	22,985.64	1,018,379,223	2.27
11	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	254,854	3,865.10	985,037,214	3,922.32	999,620,980	2.23
12	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	15,019,000	64.56	969,743,788	62.5	938,725,047	2.09
13	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	506,570	1,859.22	941,829,127	1,744.22	883,573,577	1.97
14	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	エネルギー	2,657,000	330.99	879,444,415	311.96	828,901,633	1.85
15	ブラジル	株式	GERDAU SA -SPON ADR	素材	700,100	1,247.38	873,297,321	1,128.87	790,326,087	1.76
16	ロシア	株式	LUKOIL OAO-SPON ADR	エネルギー	164,650	4,946.76	814,484,034	4,494.36	739,997,032	1.65
17	インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	158,237	4,528.60	716,593,344	4,494.93	711,265,187	1.58
18	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信 サービス	398,250	1,857.78	739,862,159	1,747.00	695,746,573	1.55
19	インド	株式	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	ソフト ウェア・ サービス	138,435	5,212.99	721,661,101	4,968.82	687,859,704	1.53
20	ブラジル	株式	BM&FBOVESPA SA	各種金融	1,136,919	618.24	702,899,751	604.11	686,828,912	1.53
21	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	378,715	1,715.06	649,519,740	1,780.93	674,467,177	1.50
22	中国	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO	食品・飲料・ タバコ	2,626,000	261.96	687,925,342	242.4	636,545,026	1.42
23	中国	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	4,309,000	130.22	561,129,183	145.65	627,640,322	1.40
24	中国	株式	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	小売	2,863,000	196.52	562,664,244	218.48	625,528,281	1.39
25	中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	14,168,000	44.78	634,505,379	43.15	611,404,455	1.36
26	香港	株式	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	資本財	1,010,500	553.82	559,641,678	604.37	610,717,906	1.36
27	ブラジル	株式	CIA BRASILEIRA-SP ADR PREF A	食品・生活 必需品 小売り	104,217	5,620.67	585,770,258	5,796.58	604,103,011	1.35
28	ブラジル	株式	BRF - BRASIL FOODS SA	食品・飲料・ タバコ	545,688	1,129.40	616,305,484	1,081.83	590,341,976	1.32
29	ブラジル	株式	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	公益事業	426,789	1,268.78	541,503,054	1,376.91	587,653,883	1.31

30	ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	エネルギー	1,061,200	574.16	609,301,138	539.49	572,509,759	1.28
----	-----	----	---------------------------	-------	-----------	--------	-------------	--------	-------------	------

(注) 邦貨換算額は、平成22年8月末現在のわが国における電信売買相場の仲値により換算したものです。

種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（％）
外国	株式	エネルギー	24.80
		銀行	23.21
		素材	12.08
		電気通信サービス	6.49
		ソフトウェア・サービス	4.43
		資本財	4.20
		保険	3.86
		小売	3.62
		食品・飲料・タバコ	3.48
		公益事業	3.30
		不動産	2.85
		各種金融	1.53
		食品・生活必需品小売り	1.35
		耐久消費財・アパレル	1.11
		運輸	0.94
	投資信託受益証券	-	0.99
合計			98.25

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する、各業種の評価額比率です。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考情報 >

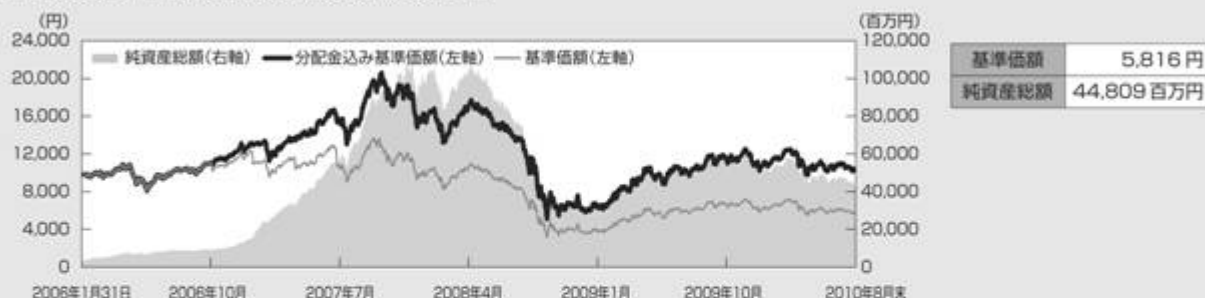
以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2010年8月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2006年1月31日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2009年7月	70 円
2009年10月	80 円
2010年2月	70 円
2010年4月	80 円
2010年7月	70 円
直近1年間累計	300 円
設定来累計	6,235 円

主要な資産の状況

■ 国別組入れ比率 ■

順位	国名	投資比率(%)
1	中国	37.36
2	ブラジル	31.61
3	インド	14.42
4	ロシア	14.34
5	アメリカ	0.51

※アメリカの組入株式は、登記を当該国で行っているものの、事業基盤や収益の源泉を中国に有していると運用担当者が判断した株式です。

■ 組入上位10銘柄 ■

順位	銘柄名	国名	業種	投資比率(%)
1	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	5.21
2	GAZPROM OAO-SPON ADR	ロシア	エネルギー	4.84
3	CNOOC LTD	中国	エネルギー	4.38
4	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	ブラジル	銀行	4.36
5	CHINA MOBILE LTD	中国	電気通信サービス	4.20
6	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	ブラジル	エネルギー	3.65
7	VALE SA-SP PREF ADR	ブラジル	素材	2.95
8	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	保険	2.63
9	BANCO BRADESCO-ADR	ブラジル	銀行	2.34
10	SBERBANK-GDR REG S	ロシア	銀行	2.27

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2006年1月31日が設定日のため、2006年以前の実績はありません。2006年は、1月31日から12月末までの騰落率です。2010年は1月から8月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第1期	10,207,672,632	1,484,890,085
第2期	1,334,373,365	1,406,967,833
第3期	5,858,319,309	1,293,752,505
第4期	18,352,157,010	1,261,192,090
第5期	18,605,207,105	3,276,333,564
第6期	31,424,167,892	8,567,178,564
第7期	37,483,962,920	5,947,418,917
第8期	6,785,233,516	7,418,285,408
第9期	4,188,050,110	9,650,124,177
第10期	1,912,948,375	11,522,664,992
第11期	2,178,535,847	3,172,227,092
第12期	2,455,812,473	2,647,000,050
第13期	5,595,122,967	2,335,525,235
第14期	3,248,731,018	4,007,567,758
第15期	2,655,940,959	4,544,778,097
第16期	1,878,564,653	4,086,895,267
第17期	1,290,457,080	4,143,783,685

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 買付申込の受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日が国内およびロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

< コースの選択 >

申込みには、分配金の受取方法により収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、原則として分配金が税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。申込みの際には、どちらか一方をお選びください。（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、当該契約は、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

< 買付価額と申込代金 >

買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記録または記載 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求）

< 換金（解約）申込の受付け >

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日が国内およびロンドンまたはニューヨークの休業日（詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、当該一部解約の申込みを受付けません。

受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の申込みを受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午までとします。

< 換金価額 >

換金価額は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{（注）}を控除した価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

（注）「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。（当ファンドの場合は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額の0.3%）

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

< 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記録または記載 >

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口

数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の申込みを受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
外国株式	上場銘柄	原則として外国金融商品市場における計算時に知りうる直近日の最終相場により評価
	店頭銘柄	原則として海外店頭市場における計算時に知りうる直近日の最終相場または最終買気配相場により評価

上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「B R I C」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせいただくこともできます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成18年1月31日（当初信託設定日）より無期限とします。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月31日から4月30日まで、5月1日から7月30日まで、7月31日から10月30日まで、10月31日から翌年1月30日までとします。ただし、第1計算期間については平成18年1月31日から平成18年7月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
- (ロ) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
- (ハ) 上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとし、）内に異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「3. 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が委託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月の決算時ならびに償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないもの）とします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日より1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日より起算して5営業日以内）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、4.に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
2. 1.の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。
2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないと

きは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

（照会先）

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第8特定期間（平成21年7月31日から平成22年2月1日まで）については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（平成21年7月31日から平成22年2月1日まで）及び第9特定期間（平成22年2月2日から平成22年7月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

シュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 特定期間 (平成22年 2 月 1 日現在)	第 9 特定期間 (平成22年 7 月30日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	53,399,099,684	49,087,649,396
未収入金	94,500,969	111,016,264
流動資産合計	53,493,600,653	49,198,665,660
資産合計	53,493,600,653	49,198,665,660
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	586,252,303	550,820,703
未払解約金	94,500,969	111,016,264
未払受託者報酬	12,477,435	10,381,672
未払委託者報酬	280,742,721	233,588,179
その他未払費用	7,798,356	5,645,109
流動負債合計	981,771,784	911,451,927
負債合計	981,771,784	911,451,927
純資産の部		
元本等		
元本	83,750,329,131	78,688,671,912
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,238,500,262	30,401,458,179
（分配準備積立金）	12,840,947,459	11,978,122,111
元本等合計	52,511,828,869	48,287,213,733
純資産合計	52,511,828,869	48,287,213,733
負債純資産合計	53,493,600,653	49,198,665,660

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 特定期間 (自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日)	第 9 特定期間 (自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日)
営業収益		
有価証券売買等損益	4,194,875,868	719,153,063
営業収益合計	4,194,875,868	719,153,063
営業費用		
受託者報酬	24,025,397	21,601,853
委託者報酬	540,572,297	486,042,913
その他費用	15,107,682	12,349,993
営業費用合計	579,705,376	519,994,759
営業利益又は営業損失（ ）	3,615,170,492	199,158,304
経常利益又は経常損失（ ）	3,615,170,492	199,158,304
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,615,170,492	199,158,304
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	232,949,667	124,834,197
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,447,567,623	31,238,500,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,144,261,197	2,831,069,281
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,144,261,197	2,831,069,281
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,049,123,716	1,114,863,008
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,049,123,716	1,114,863,008
分配金	1,268,290,945	1,203,156,691
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,238,500,262	30,401,458,179

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 8 特 定 期 間 自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	第 9 特 定 期 間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成22年1月30日及び31日が休業日のため、当特定期間は平成21年7月31日から平成22年2月1日までとしております。このため当特定期間は186日となっております。	特定期間の取扱い 平成22年1月30日及び31日が休業日のため、当特定期間は平成22年2月2日から平成22年7月30日までとしております。このため当特定期間は179日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	第 8 特 定 期 間 [平成22年2月1日現在]	第 9 特 定 期 間 [平成22年7月30日現在]
1. 期首元本額	86,398,003,009円	83,750,329,131円
期中追加設定元本額	5,904,671,977円	3,169,021,733円
期中解約元本額	8,552,345,855円	8,230,678,952円
2. 特定期間末日における受益権の総数	83,750,329,131口	78,688,671,912口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,238,500,262円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,401,458,179円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第 8 特 定 期 間 自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	第 9 特 定 期 間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日
1. 分配金の計算過程	(平成21年7月31日から平成21年10月30日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(225,938,841円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,002,491,492円)、及び分配準備積立金(13,314,005,335円)より、分配対象収益は23,542,435,668円(1万口当たり2,749.03円)であり、うち685,113,330円(1万口当たり80円)を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金額の差額は、外国税控除額(3,074,688円)によるものです。	(平成22年2月2日から平成22年4月30日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(100,255,567円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,984,750,202円)、及び分配準備積立金(12,228,695,266円)より、分配対象収益は21,313,701,035円(1万口当たり2,613.83円)であり、うち652,335,988円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

	(平成21年10月31日から平成22年2月1日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損失から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,526,066,479円)、及び分配準備積立金(12,840,947,459円)より、分配対象収益は22,367,013,938円(1万口当たり2,670.68円)であり、うち586,252,303円(1万口当たり70円)を分配金額としております。	(平成22年5月1日から平成22年7月30日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(261,611,005円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,232,605,611円)、及び分配準備積立金(11,716,511,106円)より、分配対象収益は20,210,727,722円(1万口当たり2,568.44円)であり、うち550,820,703円(1万口当たり70円)を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

(追加情報)

第8特定期間 自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	第9特定期間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日
-	第9特定期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第8特定期間 自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	第9特定期間 自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	-	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門(コンプライアンス部門等)が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第 8 特 定 期 間 [平成22年2月1日現在]	第 9 特 定 期 間 [平成22年7月30日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第8特定期間（平成22年2月1日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	53,399,099,684円	2,128,262,720円
合計	53,399,099,684円	2,128,262,720円

第9特定期間（平成22年7月30日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,009,714,943円
合計	5,009,714,943円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第8特定期間（自平成21年7月31日 至平成22年2月1日）

該当事項はありません。

第9特定期間（自平成22年2月2日 至平成22年7月30日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8特定期間（自平成21年7月31日 至平成22年2月1日）

該当事項はありません。

第9特定期間（自平成22年2月2日 至平成22年7月30日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期 別 項 目	第 8 特 定 期 間 [平成22年2月1日現在]	第 9 特 定 期 間 [平成22年7月30日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6270円 (6,270円)	0.6136円 (6,136円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	シュローダーＢＲＩＣｓ 株式マザーファンド	40,916,603,648	49,087,649,396	
合 計		40,916,603,648	49,087,649,396	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	注記 番号	[平成22年 2月1日現在]	[平成22年 7月30日現在]
			金 額	金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
預金			512,833,492	1,002,074,293
コール・ローン			1,225,258,567	558,345,569
株式			50,402,153,253	46,787,860,921
投資信託受益証券			1,144,492,088	687,207,058
派生商品評価勘定			390,957	8,983,014
未収入金			501,957,354	374,431,915
未収配当金			8,611,673	53,859,853
流 動 資 産 合 計			53,795,697,384	49,472,762,623
資 産 合 計			53,795,697,384	49,472,762,623
負 債 の 部				
流 動 負 債				
派生商品評価勘定			4,264,503	2,081,769
未払金			298,860,436	274,027,592
未払解約金			94,500,969	111,016,264
流 動 負 債 合 計			397,625,908	387,125,625
負 債 合 計			397,625,908	387,125,625
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元本			44,990,394,881	40,916,603,648
剰余金				
剰余金又は欠損金()			8,407,676,595	8,169,033,350
元 本 等 合 計			53,398,071,476	49,085,636,998
純 資 産 合 計			53,398,071,476	49,085,636,998
負債純資産合計			53,795,697,384	49,472,762,623

(注) 「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」の計算期間は原則として毎年7月31日から翌年7月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成22年2月1日及び平成22年7月30日における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象期間		
項 目	自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	自 平成22年 2月2日 至 平成22年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1)株式 同左 (2)投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

対象年月日		
項 目	[平成22年 2月1日現在]	[平成22年 7月30日現在]
1. 期首元本額	47,951,166,781円	44,990,394,881円
期中追加設定元本額	3,193,746,947円	1,660,234,537円
期中解約元本額	6,154,518,847円	5,734,025,770円
元本の内訳 ファンド名 シュローダーB R I C S 株式ファンド	44,990,394,881円	40,916,603,648円

計	44,990,394,881円	40,916,603,648円
2. 対象年月日における受益権の総数	44,990,394,881口	40,916,603,648口

（追加情報）

自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	自 平成22年 2月2日 至 平成22年7月30日
-	当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

対象期間 項 目	自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	自 平成22年 2月 2日 至 平成22年 7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	-	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。また為替運用からの収益の確保もめざします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

対象年月日 項 目	[平成22年2月1日現在]	[平成22年7月30日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

（平成22年 2月1日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	50,402,153,253円	4,690,477,937円
投資信託受益証券	1,144,492,088円	111,860,432円
合 計	51,546,645,341円	4,802,338,369円

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成22年 7月30日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	5,629,116,433円
投資信託受益証券	136,890,307円
合 計	5,766,006,740円

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダーＢＲＩＣｓ株式ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

対象期間		
項 目	自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日	自 平成22年 2月2日 至 平成22年7月30日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	-
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。	-
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。	-
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	-

5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	-
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	[平成22年 2月1日現在]			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	384,539,025	-	388,757,553	4,218,528
	香港ドル	5,900,112	-	5,946,087	45,975
	買 建				
	米ドル	5,900,112	-	5,941,683	41,571
	ブラジルレアル	23,727,402	-	23,921,867	194,465
	香港ドル	21,323,043	-	21,477,964	154,921
合計		441,389,694	-	446,045,154	3,873,546

(単位：円)

区分	種 類	[平成22年 7月30日現在]			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	1,301,716,893	-	1,292,813,722	8,903,171
	香港ドル	11,218,032	-	11,138,189	79,843
	買 建				
	米ドル	11,218,032	-	11,138,075	79,957
	ブラジルレアル	243,200,401	-	241,276,109	1,924,292
	香港ドル	11,110,292	-	11,032,772	77,520
合計		1,578,463,650	-	1,567,398,867	6,901,245

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成21年7月31日 至平成22年2月1日)

該当事項はありません。

（自平成22年2月2日 至平成22年7月30日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

対象年月日		
項 目	[平成22年 2月1日現在]	[平成22年 7月30日現在]
１口当たり純資産額	1.1869円	1.1997円
（１万口当たり純資産額）	(11,869円)	(11,997円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	TATA POWER CO LTD-GDR REG S	73,185.00	28.540	2,088,699.900	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD SP GDR	66,196.00	43.730	2,894,751.080	
	INFOSYS TECHNOLOGIES ADR	100,400.00	60.410	6,065,164.000	
	CIA BRASIL DISTR CLASS (A) ADR	99,700.00	66.470	6,627,059.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA - ADR	1,112,122.00	22.300	24,800,320.600	
	BANCO BRADESCO SA SP ADR	716,918.00	18.520	13,277,321.360	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	431,850.00	21.970	9,487,744.500	
	LUKOIL HOLDING SP ADR	169,850.00	58.500	9,936,225.000	
	VIVO PARTICIPACOES SA ADR	196,600.00	26.410	5,192,206.000	
	JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	292,749.00	16.721	4,895,056.020	
	PETROLEO BRASILEIRO SPONS-ADR	677,200.00	31.440	21,291,168.000	
	VALE SA-SP PREF ADR	700,135.00	24.110	16,880,254.850	
	PETROLEO BRASILEIRO SA ADR	92,760.00	35.620	3,304,111.200	
	COMPANHIA DE BEBIDAS DAS AMERICAS PR ADR	36,620.00	109.200	3,998,904.000	
	GERDAU SA-SPON ADR	594,600.00	14.720	8,752,512.000	
	MECHEL OAO-ADR	51,900.00	21.960	1,139,724.000	
	OAO GAZPROM ADR	1,248,267.00	21.950	27,399,460.650	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	37,500.00	75.200	2,820,000.000	
	SEVERSTAL GDR	210,300.00	12.410	2,609,823.000	
	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	1,061,200.00	6.790	7,205,548.000	
	ASIAINFO-LINKAGE INC	89,900.00	19.150	1,721,585.000	
	VALE SA ADR	155,700.00	27.560	4,291,092.000	
	URALKALI GDR	156,300.00	21.080	3,294,804.000	
米ドル	(邦貨換算)			(16,470,705,412)	
通貨小計		8,371,952.00		189,973,534.160	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	305,800.00	148.700	45,472,460.000	
	POLY HONG KONG INVESTMENT LTD	3,334,000.00	9.250	30,839,500.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	1,419,200.00	30.900	43,853,280.000	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	4,621,000.00	11.980	55,359,580.000	
	PETROCHINA CO LTD	5,232,000.00	8.880	46,460,160.000	
	CHINA MOBILE	2,139,500.00	78.600	168,164,700.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HOLDINGS LIMITED	200,000.00	35.900	7,180,000.000	
	CNOOC LTD	14,798,000.00	13.140	194,445,720.000	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	2,378,000.00	17.000	40,426,000.000	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	1,050,500.00	50.950	53,522,975.000	
	FRANSHION PROPERTIES	19,056,000.00	2.270	43,257,120.000	
	HIDILI INDUSTRY INTL DEVELOPMENT	5,996,000.00	7.000	41,972,000.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO., LTD.	1,151,000.00	34.700	39,939,700.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	1,686,000.00	64.350	108,494,100.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	3,164,000.00	30.450	96,343,800.000	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	2,623,500.00	13.200	34,630,200.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK -H	33,223,000.00	6.610	219,604,030.000	
	BANK OF CHINA -H	15,115,000.00	4.120	62,273,800.000	

	CHINA SHIPPING CONTAINER-H	7,161,000.00	2.890	20,695,290.000	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	15,019,000.00	5.940	89,212,860.000	
	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	2,863,000.00	18.080	51,763,040.000	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO., LTD.	2,626,000.00	24.100	63,286,600.000	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	4,246,000.00	8.610	36,558,060.000	
香港ドル	(邦貨換算)			(17,786,305,521)	
通貨小計		149,407,500.00		1,593,754,975.000	
インドルピー	TATA STEEL LIMITED	530,956.00	533.100	283,052,643.600	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	506,570.00	1,010.450	511,863,656.500	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	144,031.00	1,817.950	261,841,156.450	
	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	138,435.00	2,833.150	392,207,120.250	
	ICICI BANK LTD	341,792.00	926.500	316,670,288.000	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	163,635.00	2,461.200	402,738,462.000	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	46,460.00	2,976.900	138,306,774.000	
	HDFC BANK LIMITED	266,281.00	2,100.600	559,349,868.600	
	CAIRN INDIA LIMITED	673,533.00	334.200	225,094,728.600	
	TATA POWER CO LTD	20,479.00	1,329.350	27,223,758.650	
インドルピー	(邦貨換算)			(5,893,678,583)	
通貨小計		2,832,172.00		3,118,348,456.650	
ブラジルリアル	PDG REALTY SA	537,314.00	18.000	9,671,652.000	
	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPACOES SA	235,700.00	18.480	4,355,736.000	
	USINAS SIDER MINAS PR-A	130,291.00	51.900	6,762,102.900	
	COMPANHIA ENERGETICA MINAS GERAIS	426,789.00	26.400	11,267,229.600	
	VALE SA-PREF A	151,600.00	42.520	6,446,032.000	
	BRADSPAR SA	243,900.00	37.150	9,060,885.000	
	BRF-BRASIL FOODS SA	545,688.00	23.500	12,823,668.000	
	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIAS	189,216.00	40.200	7,606,483.200	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	92,933.00	37.110	3,448,743.630	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	304,500.00	31.280	9,524,760.000	
	VALE SA	106,200.00	48.400	5,140,080.000	
	BM&F BOVESPA SA	1,061,619.00	12.860	13,652,420.340	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	221,800.00	25.760	5,713,568.000	
	CIELO SA	365,800.00	15.410	5,636,978.000	
ブラジルリアル	(邦貨換算)			(5,459,962,042)	
通貨小計		4,613,350.00		111,110,338.670	
ユーロ	SBERBANK RF GDR REG S	47,056.00	221.000	10,399,376.000	
ユーロ	(邦貨換算)			(1,177,209,363)	
通貨小計		47,056.00		10,399,376.000	
				(46,787,860,921)	
合計		165,272,030.00		46,787,860,921	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 金 額	備 考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI BRAZIL INDEX FUND	113,508.00	7,926,263.640	
	米ドル	(邦貨換算)		(687,207,058)	
	通貨小計		113,508.00	7,926,263.640	
				(687,207,058)	
	合計		113,508.00	687,207,058	

注）1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 23銘柄 投資信託受益証券 1銘柄	96.0% 4.0%	36.1%
香港ドル	株式 23銘柄	100.0%	37.5%
インドルピー	株式 10銘柄	100.0%	12.4%
ブラジルリアル	株式 14銘柄	100.0%	11.5%
ユーロ	株式 1銘柄	100.0%	2.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年8月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	44,987,685,955	円
負債総額	178,545,629	円
純資産総額(-)	44,809,140,326	円
発行済口数	77,040,417,920	口
1口当たり純資産額(/)	0.5816	円

(参考)シュローダーB R I C s 株式マザーファンド

純資産額計算書

(平成22年8月末現在)

種類	金額	単位
資産総額	45,589,314,550	円
負債総額	696,607,152	円
純資産総額(-)	44,892,707,398	円
発行済数口数	39,410,132,678	口
1口当たり純資産額(/)	1.1391	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(6) 受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成22年8月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5カ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

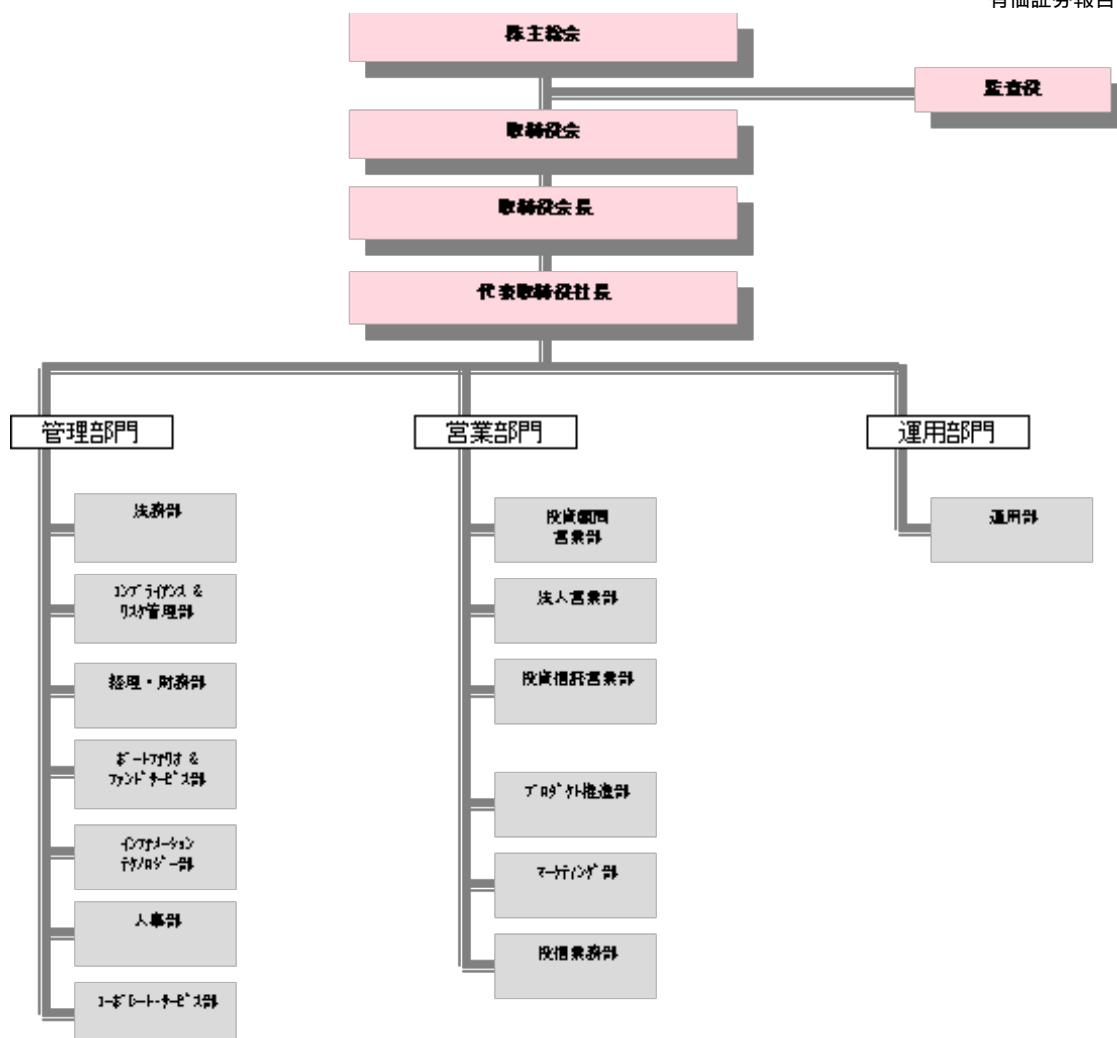
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

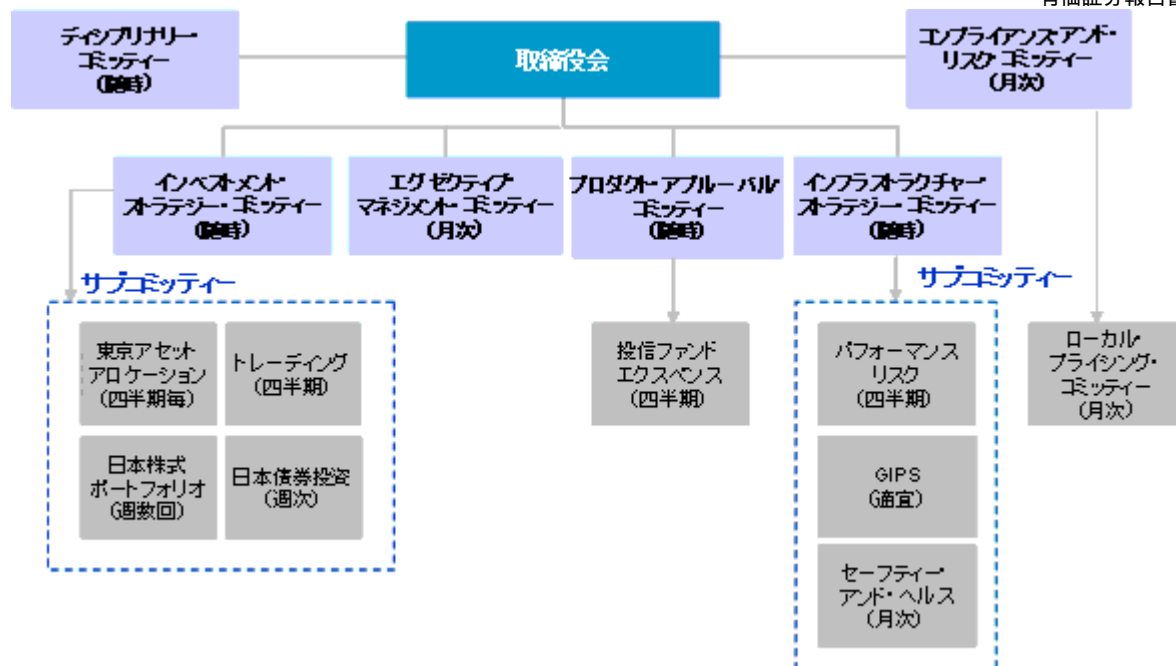
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券投資サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成22年8月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	5	11,281,461,800
追加型株式投資信託	58	305,926,633,865
合計	63	317,208,095,665

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	6,193,111	4,745,576
立替金	510	-
前払費用	80,113	82,097
未収入金	119,162	138,812
未収委託者報酬	441,824	570,274
未収運用受託報酬	361,950	364,881
未収還付法人税等	655,717	311,724
未収還付消費税等	22,842	45,279
1年内受取予定の長期差入保証金	225,214	-
繰延税金資産	358,015	-
流動資産合計	8,458,463	6,258,646
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 41,311	70,329
器具備品(純額)	*1 50,498	52,614
有形固定資産合計	91,810	122,944
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	24,118	16,813
無形固定資産合計	27,818	20,513
投資その他の資産		
繰延税金資産	527,842	-
長期差入保証金	13,560	242,519
その他投資	1,550	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	542,002	242,519
固定資産合計	661,631	385,977
資産合計	9,120,095	6,644,623

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	45,718	36,569
未払金		
未払収益分配金	937	937
未払償還金	14,645	22,543
未払手数料	168,331	225,816
その他未払金	1,736,144	813,722
未払費用	93,487	76,294
未払法人税等	-	3,966
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,500,000	-
事務所移転費用引当金	221,200	-
賞与引当金	166,386	119,258
流動負債合計	3,946,852	1,299,108
固定負債		
長期未払金	24,388	16,229
長期未払費用	32,999	32,270
長期借入金	*2 -	1,500,000
退職給付引当金	597,667	653,359
役員退職慰労引当金	3,532	4,249
固定負債合計	658,588	2,206,109
負債合計	4,605,440	3,505,217
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,524,654	2,149,405
利益剰余金合計	3,524,654	2,149,405
株主資本合計	4,514,654	3,139,405
純資産合計	4,514,654	3,139,405
負債純資産合計	9,120,095	6,644,623

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,220,233	4,909,646
運用受託報酬	1,773,261	1,018,661
その他営業収益	1,789,952	1,450,025
営業収益計	9,783,447	7,378,334
営業費用		
支払手数料	2,678,701	2,124,496
広告宣伝費	145,118	116,791
公告費	3,888	2,813
調査費		
調査費	355,459	352,011
委託調査費	1,722,638	1,271,472
図書費	4,882	2,656
委託計算費	91,708	81,437
事務委託費	6,705	5,330
営業雑経費		
通信費	24,665	19,274
印刷費	50,143	29,403
協会費	15,610	9,525
諸会費	3,123	3,453
その他営業費用	9,279	-
営業費用計	5,111,924	4,018,665
一般管理費		
給料		
役員報酬	137,027	222,550
給料・手当	1,844,125	1,486,119
賞与	386,529	397,283
交際費	11,587	6,083
旅費交通費	58,171	27,732
租税公課	25,903	22,035
不動産賃借料	344,360	397,618
賞与引当金繰入	166,260	119,258
退職給付費用	121,628	87,568
役員退職慰労引当金繰入	5,186	1,323
法定福利費	263,051	169,083
固定資産減価償却費	48,736	50,678
諸経費	887,978	801,228
一般管理費計	4,300,549	3,788,563
営業利益（ 営業損失）	370,973	428,895
営業外収益		
受取利息	34,530	4,665
有価証券売却益	11,137	-
時効償還金	29,114	-
雑益	2,918	13,301
営業外収益計	77,700	17,967

営業外費用		
支払利息	*2	23,869
為替差損		18,250
事務処理損失		803
雑損失		1,817
営業外費用計		44,740
経常利益（ 経常損失）		403,933
特別利益		
事務所移転費用引当金戻入額	*9	-
過年度運用受託報酬	*4	109,800
過年度その他営業収益	*5	5,742
特別利益計		115,543
特別損失		
割増退職金等	*6	632,250
事務所移転費用	*7	8,500
事務所移転費用引当金繰入	*8	221,200
過年度退職給付費用	*10	-
過年度調査費	*3	20,087
固定資産除却損	*1	48
特別損失計		882,087
税引前当期純利益		
（ 税引前当期純損失）		362,610
法人税、住民税及び事業税		530
過年度未払法人税等取崩益		-
過年度法人税等		311,724
法人税等調整額		96,723
法人税等合計		214,470
当期純利益（ 当期純損失）		148,139

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,672,793	3,524,654
当期変動額		
純利益（ 純損失）	148,139	1,375,248
当期変動額合計	148,139	1,375,248
当期末残高	3,524,654	2,149,405
株主資本合計		
前期末残高	4,662,793	4,514,654
当期変動額		
純利益（ 純損失）	148,139	1,375,248
当期変動額合計	148,139	1,375,248
当期末残高	4,514,654	3,139,405
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		

前期末残高	15,436	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,436	-
当期変動額合計	15,436	-
当期末残高	-	-

重要な会計方針

項 目	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 (5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

（会計処理方法の変更）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	

（表示方法の変更）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 平成21年3月31日現在	第19期 平成22年3月31日現在																
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>182,416千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>279,725千円</td></tr> </table> *2 関係会社項目 <table> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td><td>1,500,000千円</td></tr> </table>	建物附属設備	182,416千円	器具備品	279,725千円	流動負債		1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>16,965千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>130,699千円</td></tr> </table> *2 関係会社項目 <table> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>1,500,000千円</td></tr> </table>	建物附属設備	16,965千円	器具備品	130,699千円	固定負債		長期借入金	1,500,000千円
建物附属設備	182,416千円																
器具備品	279,725千円																
流動負債																	
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円																
建物附属設備	16,965千円																
器具備品	130,699千円																
固定負債																	
長期借入金	1,500,000千円																

（損益計算書関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日										
*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>48千円</td></tr> </table> *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>関係会社への支払利息</td><td>23,816千円</td></tr> </table> *3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。	器具備品	48千円	関係会社への支払利息	23,816千円	*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>36,303千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>10,948千円</td></tr> </table> *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>関係会社への支払利息</td><td>17,054千円</td></tr> </table> *9. 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積り計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積り計上額を取り崩したものであります。	建物附属設備	36,303千円	器具備品	10,948千円	関係会社への支払利息	17,054千円
器具備品	48千円										
関係会社への支払利息	23,816千円										
建物附属設備	36,303千円										
器具備品	10,948千円										
関係会社への支払利息	17,054千円										

*4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。

*7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。

*8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。

*10. 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第18期 (平成21年3月31日現在)			第19期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
85,137	11,205	67

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,745,576	4,745,576	-
(2) 未収委託者報酬	570,274	570,274	-
(3) 未収運用受託報酬	364,881	364,881	-
資産計	5,680,731	5,680,731	-
(1) その他未払金	813,722	813,722	-
(2) 長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,313,722	2,313,722	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) その他未払金

その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	-
未収委託者報酬	570,274	-
未収運用受託報酬	364,881	-
合計	5,680,731	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	1,500,000	-

合計	-	1,500,000	-
----	---	-----------	---

（退職給付関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 67,702 未払費用否認 466,037 退職給付引当金損金 算入限度超過額 243,190 役員退職慰労引当金否認 1,437 未確定債権債務に係る 為替差損益 53,264 その他 5,409 税務上の繰越欠損金 76,709 繰延税金資産合計 913,753 繰延税金負債 未収還付事業税 25,383 その他 2,512 繰延税金負債合計 27,895 差引：繰延税金資産の純額 885,857 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 47,979 未払費用否認 233,031 退職給付引当金損金 算入限度超過額 265,859 役員退職慰労引当金否認 1,729 未確定債権債務に係る 為替差損益 57,817 その他 36,191 税務上の繰越欠損金 271,935 繰延税金資産小計 914,544 評価性引当額 914,544 繰延税金資産合計 - 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左

（関連当事者との取引）

第18期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注1) サービス提供業務報酬の受取 (注2) 情報提供業務報酬の受取(注3) 運用再委託報酬の支払 (注1) 調査費の支払(注3) 一般管理費(諸経費)の支払(注3)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 5,700 66,379 242,261
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注1)	74,646	未収運用受託報酬	98,288

(注1) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	
1株当たり純資産額	460,679円05銭	1株当たり純資産額	320,347円54銭
1株当たり当期純損失	15,116円23銭	1株当たり当期純損失	140,331円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	148,139千円	損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円
普通株式に係る当期純損失	148,139千円	普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

平成22年8月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成22年8月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名 称	資本金の額		事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	(平成22年6月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	(平成22年8月末現在)	
水戸証券株式会社	12,272百万円	(平成22年8月末現在)	
中央証券株式会社	4,374百万円	(平成22年8月末現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	(平成22年8月末現在)	
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	(平成22年3月末現在)	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	(平成22年3月末現在)	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	(平成22年8月末現在)	
楽天証券株式会社	7,477百万円	(平成22年8月末現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円	(平成22年7月末現在)	
UBS証券会社	60,000百万円	(平成22年8月末現在)	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	(平成22年8月末現在)	
株式会社荘内銀行	7,000百万円	(平成22年8月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	(平成22年8月末現在)	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	(平成22年8月末現在)	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	(平成22年7月末現在)	
楽天銀行株式会社	23,485百万円	(平成22年8月末現在)	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	(平成22年8月末現在)	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	(平成22年8月末現在)	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
設立年月日	昭和60年11月13日
資本金の額	10,000百万円(平成22年8月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	昭和60年11月22日
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
本店所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号

（２）指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

日興コーディアル証券株式会社は、日興ＳＭＡ取引および投信スーパーセンター専用となります。一般コースのみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資の取扱いを行いません。

野村證券株式会社は、受益権の募集の取扱いおよび販売を行いません。

一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いのみを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）指定販売会社

該当事項はありません。

< 参考：シュローダー B R I C s 株式マザーファンドの投資顧問会社 >

- ・ 名称 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 事業の内容 シュローダー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。
- ・ 関係業務の概要 マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成22年2月2日から平成22年7月30日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成22年2月8日	臨時報告書
平成22年4月28日	有価証券報告書
平成22年4月28日	有価証券届出書
平成22年5月6日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年5月12日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダーBRICS株式ファンドの平成21年7月31日から平成22年2月1日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダーBRICS株式ファンドの平成22年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月15日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダーBRICS株式ファンドの平成22年2月2日から平成22年7月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダーBRICS株式ファンドの平成22年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月22日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。